



2022年10月12日

各 位

会 社 名 アサヒ衛陶株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役会長 星野和也  
 兼社長  
 (コード 5341 東証スタンダード市場)  
 問 合 せ 先 経営企画本部 町田 英彦  
 執行役員  
 T E L (06)7777-2067

**第三者割当による新株式、第5回及び第6回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2022年9月22日開催の取締役会において決議いたしました、カントリーガーデン・ジャパン株式会社（以下「カントリーガーデン・ジャパン」といいます。）及び創展環球有限公司に対する第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第5回及び第6回新株予約権（以下、第5回及び第6回新株予約権を合わせて「本新株予約権」と総称します。）の発行に関して、本新株式に係る発行価額の総額（100,029,300円）及び本新株予約権に係る発行価額の総額（3,441,044円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株式及び本新株予約権発行につきましては、2022年9月22日に公表いたしました、「第三者割当による新株式、第5回及び第6回新株予約権の発行並びに引受契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

（募集の概要）

**【株式発行に係る募集】**

(1) 払 込 期 日	2022年10月12日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 228,900株
(3) 発 行 価 額	1株につき437円
(4) 調 達 資 金 の 額	100,029,300円
(5) 資 本 組 入 額	1株につき218.5円
(6) 資 本 組 入 額 の 総 額	50,014,650円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 予 定 先 )	第三者割当の方法により、以下のとおり割当てる。 カントリーガーデン・ジャパン 228,900株
(8) そ の 他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

**【新株予約権発行に係る募集】**

(1) 割 当 日	2022年10月12日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	第5回 10,298個 第6回 3,808個 合計 14,106個
(3) 発 行 価 額	総額 3,441,044円 第5回 1,997,812円（新株予約権1個につき194円） 第6回 1,443,232円（新株予約権1個につき379円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	1,410,600株（新株予約権1個につき100株）
(5) 調 達 資 金 の 額	603,498,844円 （内訳）新株予約権発行による調達額： 3,441,044円 新株予約権行使による調達額： 600,057,800円

	<p>差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額（発行価額）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。</p>
(6) 行使価額	<p>第5回：1株当たり 437 円（固定）（カントリーガーデン・ジャパン） 第6回：1株当たり 394 円（固定）（創展環球有限公司）</p>
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	<p>第三者割当の方法により、以下のとおりに割当てる。 第5回：カントリーガーデン・ジャパン 10,298 個（1,029,800 株分） 第6回：創展環球有限公司 3,808 個（380,800 株分）</p>
(8) その他	<p>① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。</p> <p>② 本新株予約権の行使指示 割当予定先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、本契約により、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）において当社普通株式の連続する 20 取引日の終値の平均値が行使価額の 130%を超過した場合、当社は、当該 20 取引日の平均出来高の 20%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 上記行使指示を受けた割当予定先は、原則として 5 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。</p> <p>③ 新株予約権の取得 1. 当社は、本新株予約権の割当日から 6 か月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとしします。 2. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は本新株予約権 1 個につき払込金額と同額で本新株予約権を取得することができるものとしします。</p> <p>④ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>⑤ その他 前号各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としします。</p>

以上